

さいたま市地域防犯活動助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、犯罪のない安心で安全なまちづくりを推進するため、自主的に地域防犯活動（地域における犯罪を未然に防止するために行う活動をいう。以下同じ。）を行う団体に対し、予算の範囲内でさいたま市地域防犯活動助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象団体)

第2条 助成金の交付の対象となる団体は、市内において自主的に地域防犯活動を行う団体で次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 当該年度において平均して月に1回以上の地域防犯活動を実施する団体であること。
 - (2) その構成員が5名以上の団体であること。
- 2 次条第2号に掲げる青色防犯パトロール車導入事業を行おうとする団体及び次条第3号に掲げる青色防犯パトロール実施事業を行おうとする団体にあつては、前項第1号の規定にかかわらず、青色防犯パトロール（青色回転灯を装備した自動車による巡回活動をいう。この項及び次条において同じ。）を実施する団体として埼玉県警察本部長の証明を受け、かつ、青色防犯パトロールを原則として週1回以上継続的に行うことができる団体でなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、助成金の交付対象としない。

- (1) さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号）第2条第1号に規定する暴力団
- (2) 役員（代表者、理事、監事又はこれらに準じる者をいう。）のうちにさいたま市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

(助成対象事業)

第3条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 自主防犯活動事業 次に掲げる事業

ア 防犯パトロール（犯罪を未然に防止するために行う自主的な巡回活動をいう。）に係る事業

イ 防犯に関する意識の高揚を図るための活動に係る事業

ウ 地域防犯ステーション（市が設置する防犯拠点施設をいう。）の運営に係る事業

エ その他市長が必要と認めた活動に係る事業

(2) 青色防犯パトロール車導入事業 青色防犯パトロールを行うために必要な車両を導入する事業

(3) 青色防犯パトロール実施事業 青色防犯パトロールの実施に係る事業
(助成金の額)

第4条 助成金の額は、別表の助成対象事業の区分に応じ、それぞれ同表に定める対象経費の合計額に4分の3を乗じて得た額を超えない額とし、当該年度において、自主防犯活動事業及び青色防犯パトロール実施事業にあつては1団体につきそれぞれ3万円、青色防犯パトロール車導入事業にあつては1団体につき10万円を限度とする。ただし、助成金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする団体の代表者は、助成対象事業ごとにさいたま市地域防犯活動助成金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、当該申請に係る助成金を交付すべきものと認めたときはさいたま市地域防犯活動助成金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないと認めたときはさいたま市地域防犯活動助成金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定する場合において、必要な条件を付することができる。

(事業の変更又は廃止)

第7条 前条第1項の規定による助成金の交付決定を受けた団体（以下「助成決定事業者」という。）は、助成対象事業の内容を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）し、又は助成対象事業を廃止しようとするときは、さいたま市地域防犯活動事業変更（廃止）承認申請書（様式第4号）により市長に申請しなければならない。

（事業の変更承認等）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、これを承認したときは、さいたま市地域防犯活動事業変更（廃止）承認等通知書（様式第5号）により助成決定事業者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認をするときは、必要に応じて助成金の交付決定の内容を変更することができる。ただし、助成金の額を増額する変更をすることはできない。

（実績報告）

第9条 助成決定事業者は、助成対象事業が完了したときは、速やかに、さいたま市地域防犯活動助成金実績報告書（様式第6号）に必要な書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（助成金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、当該報告に係る事業の結果が助成金の交付決定の内容に適合するものと認めたときは、交付する助成金の額を確定し、さいたま市地域防犯活動助成金確定通知書（様式第7号）により助成決定事業者に通知するものとする。

（助成金の交付時期等）

第11条 助成金は、前条の規定により確定した額を助成対象事業が完了した後に交付するものとする。ただし、市長が助成対象事業の達成のため特に必要があると認めるときは、助成金交付決定額を超えない額の助成金を助成対象事業の完了前に概算で交付することができる。

2 助成決定事業者は、前項の規定により助成金の交付を受けようとするときは、さいたま市地域防犯活動助成金交付請求書（様式第8号）に必要な書類を添えて、市長に請求しなければならない。

（決定の取消し等）

第12条 市長は、助成決定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

- (1) 偽りその他不正の行為により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 第2条第3項各号のいずれかに該当するとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、助成対象事業に関して助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により決定の全部又は一部を取り消したときは、助成決定事業者に対し、さいたま市地域防犯活動助成金交付決定取消等通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後のさいたま市地域防犯活動助成金交付要綱の規定は、この

告示の施行の日以後の申請に係るさいたま市地域防犯活動助成金の交付について適用し、同日前の申請に係るさいたま市地域防犯活動助成金の交付については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

助成対象事業	対象経費
自主防犯活動事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 防犯パトロールに要する資機材、傷害保険の保険料等に係る経費 2 防犯意識の普及又は啓発に関する研修会、講演会等の開催に伴う経費 3 地域防犯ステーションの光熱水費又は備品の購入若しくは修繕に係る経費 4 その他市長が必要と認めた活動に係る経費
青色防犯パトロール車導入事業	<p>青色防犯パトロール車の導入に要する資機材整備及び車両購入に係る経費</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 青色回転灯の購入及び設置に伴う経費 (2) 啓発放送を行うためのアンプ、カセットデッキ、マイク、スピーカー（固定させるためのルーフキャリアを含む。）等の音響設備の購入及び設置に伴う経費 (3) 啓発放送用テープの作成に伴う経費 (4) 車両本体の購入費 (5) 車体表示に伴う経費（ステッカー、マグネットシート等の購入費、車両塗装代等をいう。） (6) 車検証記載手数料
青色防犯パトロール実施事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 青色防犯パトロールの導入に伴い整備した資機材の交換及び修繕に係る経費 2 青色防犯パトロール車両の法定点検費用（車検代を含む。）、自動車保険の保険料等に係る経費 3 青色防犯パトロール実施に係る青色防犯パトロール車両の燃料費 4 青色防犯パトロール車両に係る駐車場賃借料